

平成二十七年改正条例附則第四条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

奈良県人事委員会規則第九号

平成二十七年改正条例附則第四条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成二十七年改正条例附則第四条の規定による給料に関する規則（平成二十七年三月奈良県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 平成二十八年四月一日から同年十二月二十六日の前日までの間において、第四条第一項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する平成二十七年改正条例附則第四条第三項又は第四項の規定による給料については、第四条又は第五条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 当該職員（次号に規定する職員を除く。）には、第四条第一項第二号中「対応する給料月額に」とあるのは「対応する給料月額（同日が平成二十八年四月一日から一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年十二月奈良県条例第二十一号。以下「平成二十八年十二月改正給与条例」という。）の施行の日の前日までの間であるときは、平成二十八年十二月改正給与条例第一条の規定による改正前の給与条例の規定による給料月額。以下この号において同じ。）に」と、「と当該降格又は」とあるのは「と当該降格後に受けることとなる号給（当該降格をした日が平成二十八年四月一日から平成二十八年十二月改正給与条例の施行の日の前日までの間であるときは、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成二十八年十二月奈良県人事委員会規則第十号）の規定による改正前の初任給規則の規定による号給）又は当該」と読み替えて初任給規則の規定を適用した場合の平成二十七年改正条例附則第四条の規定による給料の額に相当する額を、同条第三項又は第四項の規定による給料として支給する。

二 当該職員のうち、平成二十七年四月一日から平成二十八年改正給与条例の施行の日の前日までの間に第四条第一項第二号に掲げる場合に該当した職員には、あらかじめ人事委員会と協議して、平成二十七年改正条例附則第四条第三項又は第四項の

規定による給料を支給する。この場合において、前項の規定は適用しない。

附 則

この規則は、平成二十八年十二月二十六日から施行する。